

体 系 区 分	規 程
制定年月日	2024 年 4 月 1 日

運営委員会規程

一般社団法人電力需給調整力取引所

制定・改正履歴

[illegible]

目 次

第1条	目的	1
第2条	構成	1
第3条	本委員会の招集	1
第4条	本委員会の議事	1
第5条	決議	1
第6条	検討事項	2
第7条	報告	2
第8条	議事録	2
第9条	秘密保持	2
第10条	課題検討会の設置	2
第11条	議事の公開	2
第12条	本規程の改廃	2
第13条	その他	2
付則		3

(目的)

- 第1条 運営委員会（以下、「本委員会」という）は、需給調整市場の運営に係る諸課題を検討し、当該検討の結果として本法人の理事会に対し、提言または答申等を行なうことを目的とする。
- 2 本委員会に関する事項は、定款に定めがある場合のほか、本規程の定めによる。

(構成)

- 第2条 本委員会の委員の数は原則18人以内とし、理事または監事、もしくは社員の推薦にもとづいて理事会が承認した者を理事会が委員に委嘱する。
- 2 本委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補充のために委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間と同一とする。
- 3 本委員会の委員の任期満了時から、新たに選任された委員が就任するまでの間は、任期満了した委員が、なおその職務を継続する。
- 4 本委員会には、委員長および副委員長をそれぞれ1名置く。
- 5 本委員会の委員長および副委員長は、本委員会を構成する委員のうちから、その互選による推薦にもとづいて理事会が委嘱するものとする。
- 6 委員長は委員会を代表し、会議の議長となり、会務を総理する。
- 7 委員長は、必要に応じ、オブザーバーを本委員会に出席させることができる。
- 8 本委員会の委員は、他の委員会の委員を兼ねることができる。
- 9 委員は理事会決議によって解任することができる。
- 10 上記により委員長・副委員長が委員を解任された場合、委員長・副委員長職も解任される。
- 11 事務局長の指名する者は、本委員会に出席することができる。

(本委員会の招集)

- 第3条 本委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 本委員会を招集するには、会日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所および会議の目的たる事項を記載した通知書を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合、または委員の全員の同意のある場合は、この限りではない。

(本委員会の議事)

- 第4条 本委員会は委員総数の過半数の出席により成立する。
- 2 本委員会の議長は委員長がこれを行う。
- 3 議長は、会議の開催が困難と認めるとき、または書面による審議が適当と認めるときは会議に代え、委員に対し、期限を指定し、書面による議決を求めることができる。

(決議)

- 第5条 本委員会の決議は、出席委員数の過半数の賛成により行う。
- 2 本委員会に出席できない委員は、代理人をもって議決権を行使することができる。

- 3 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごと議長に提出しなければならない。
- 4 第2項により議決権が行使される場合は、当該委員は出席したものとみなされる。

(検討事項)

第6条 本委員会の検討事項は、以下の通りとする。

- (1) 理事会または代表理事（以下、「諮問者」という）から諮問を受けた事項
 - (2) 委員または第10条に規定する課題検討会から発議があり、本委員会で検討することが適当と本委員会が認めた事項
- 2 前項の検討を行うために必要な情報の提供を、本委員会は、事務局長に対して要望することができる。この要望が適当と認められる限りにおいて、事務局長は拒否してはならない。

(報告)

- 第7条 本委員会は、第6条第1項(1)の事項の検討結果等を諮問者に報告しなければならない。また、第6条第1項(2)の事項の検討結果を理事会に説明することができる。
- 2 前項の報告または説明は、本委員会を代表して委員長または委員長が指名する者がこれを行う。

(議事録)

第8条 本委員会は、検討の経過の要領およびその結果を議事録に記載し、これを保管する。

(秘密保持)

第9条 委員は、在任中はもとより退任後においても、本委員会において知り得た事項について、第三者に開示もしくは漏えいし、または本委員会の目的以外のために使用してはならない。

(課題検討会の設置)

第10条 本委員会は、その決議により、1個以上の課題検討会を設置することができる。

(議事の公開)

第11条 本委員会の議事の概要は、本委員会の定める方法により、原則として公開することとする。

(本規程の改廃)

第12条 本規程を改廃する場合は、理事会がこれを決定する。ただし、軽微な改正・変更については、事務局長がこれを行うことができる。

(その他)

第13条 本委員会の運営について、定款または本規程に定めのない事項については、本委員会にて決する。

付 則

本規程は、2024年4月1日から施行する。

以 上